

# 新生存権裁判東京ニュース

発行：生存権裁判を支える東京連絡会 ☎03-5960-0266 2024年2月16日

## 97歳の原告団長から最後の意見陳述 判決は6月13日



### 公判後の報告集会にて意見陳述を行った原告から「わたしは死ぬまで闘います」

12月12日に東京地裁103号法廷で、第18回口頭弁論が行われました。寒い中でしたが、今回は結審ということもあり、開廷前の宣伝行動には約80人が集まり、法廷は満席になりました。

今回はそれぞれの立場から最後の主張が意見陳述されました。97歳の原告団長からは、自身がどのようにして生活保護受給に至ったか、その半生が語られました。戦争や間接被ばくにご自身や家族が翻弄され、その犠牲となってきたこと。それでも最後の最後まで様々な方法でご自身で生計を立てていたことが話されました。怠慢などでは決してなく、国の戦争や政策などの犠牲となってきたのです。その結果として生活保護受給に至りますが、今度はそこでも人権を侵害されるような事態となったのです。原告側からの意見陳述は、予定していた時間を大幅に押ししてしまいましたが、裁判官は急かしたり止めることはなく、最後までしっかりと受け止めているようでした。

報告集会では、弁護団から今回と今までの裁判の振り返り。参加した原告それぞれからも近況報告や、意見・感想が述べられました。

判決は当初2月～3月に出るとの見込みでしたが、今回6月13日と言い渡されました。この意味について弁護団からは「ここまで時間をかけるというのは私たちを勝たせ、しかも高等裁判所に行ってもひっくり返されないようなきちんとした充実した判決を書くつもりがあるのだろうと、私たちは受け取りました」「そして判決の期日が想定していたより先になったことを前向きに捉え、署名や街頭宣伝などにさらに取り組みましょう」「東京だけでなく全国の運動と連帯を強めましょう」と呼びかけられました。今回意見陳述を行った原告は「わたしは死ぬまで闘います。みなさん最後まで一緒にがんばりましょう」と強い決意で呼びかけられました。

事務局からも、6月の判決まで2ヶ月に1回は宣伝活動をするので積極的な参加と、さらなる署名集めへの協力が呼びかけられました。

**判決は6月13日（木）14時～**  
**東京地裁 103号法廷**

最後まで署名集め、街頭宣伝へのご参加、ご協力をお願いいたします。